

# 大分県報

平成二十九年  
第二九一八号  
九月二十二日

（金曜日）

## 目次

規則  
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正……………一

### 告示

生活保護法等による医療機関の指定……………一  
特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………三  
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（二件）……………四  
県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧……………六  
特定第二号漁業者の共済義務加入にかかる同意成立（二件）……………六

### 公告

県営土地改良事業計画の変更……………六  
開発行為の完了……………七  
落札者等の公示……………七

## 規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十二日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第五十六号

### 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十一年大分県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五号様式のうち「~~施設~~」を「~~施設~~」に改める。

第九号様式中「~~施設~~」を「~~施設~~」に改め、同様式の記載上の留意事項中7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。  
2 平成29年3月31日以前に広告している~~施設~~における~~受診歴~~を~~精神科受診歴~~等を含むこととする。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### 大分県告示第五百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十九年九月二十二日

大分県知事 広瀬勝貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
糸口歯科診療所	社会福祉法人大分県社会福祉事業団	宇佐市大字猿渡一〇三〇一	平一七・三・三一
ワタナベ薬局日出店	株式会社ワタナベ	速見郡日出町大字川崎四九四一―一八	平二九・九・一
九州調剤薬局医大前店	(株)エス・ケー・ファーマシー	由布市挾間町医大ケ丘三丁目一二三三―一二	平二七・四・一
こじかこどもクリニック	医療法人こども会	日田市大字渡里一〇三九一六	平二七・一二・一
横井医院	医療法人横井医院	中津市本耶馬溪町落合一〇一	平二八・一・一

中川泌尿器科	医療法人中川泌尿器科	日田市上野町泉六〇一―一	〃	真辺 健一	中津市大字大悟法五二九	〃
桂林病院	医療法人鶴林会	日田市城町一丁目二一六一	〃	速見郡日出町大字豊岡三八五―一	〃	〃
武内歯科医院	医療法人健慈会	日田市元町一九一―二五	〃	佐伯市長島町三丁目一三一―二	平二八・八・一	〃
平田診療所	医療法人平田診療所	中津市耶馬溪町大字平田一五一八―一	平二八・二・一	吉川 健一郎	佐伯市大字出光一六五―一	〃
中浦循環器クリニック	医療法人中浦循環器クリニック	佐伯市向島二丁目二一―一三	〃	医療法人信和会和田病院	宇佐市大字出光一六五―一	〃
医療法人順榮会玖珠記念病院	医療法人順榮会	玖珠郡玖珠町大字塚脇六三三―二	〃	児玉内科医院	別府市北浜三丁目三一―二	平二八・九・一
五反田病院	医療法人利光会	日田市大字竹田三九五―一	平二八・三・一	武井医院	別府市幸町一―二〇	〃
たていし薬局本店	有限会社たていし薬局	別府市鶴見町六一―一	〃	みえ記念病院	豊後大野市三重町内田九八四―二	〃
新港イトセ歯科	医療法人誠心会	別府市新港町五一―一	平二八・五・一	多田整形外科クリニック	豊後大野市三重町赤嶺字深田一五七〇	〃
医療法人さいとう歯科医院	医療法人さいとう歯科医院	国東市安岐町塩屋二九〇―六	平二八・五・一五	井上小児科医院	中津市大字上宮永字友ノ町一三―四	平二八・一〇・一
高塚クリニック	医療法人健清会	中津市大字上宮永二九九―三	平二八・六・一	松谷診療所	豊後大野市三重町市場八七〇	〃
桐田眼科医院	医療法人桐田眼科医院	宇佐市大字四日市二六二五	〃	ニコニコ診療所	豊後大野市三重町小坂四一六九―一	〃
くまのみどう小児科	医療法人くまのみどう小児科	宇佐市大字四日市一〇―一	〃	医療法人あすか会伊藤歯科医院	日田市玉川町四三一―一	〃
小向薬局本店	有限会社ヘルスランド小向	速見郡日出町二九九六―二	〃	医療法人白玉歯科医院	白杵市大字白杵一〇九―三	〃
渡部内科循環器科クリニック	医療法人社団純優会	別府市末広町六一三一	平二八・七・一	里見医院	中津市中央町一丁目八―三六	平二八・一一・一
つくし園	社会福祉法人直心会	中津市三光森山八二三―二	〃	東内科医院	佐伯市中村東町六一―一	〃
長内科小児科胃腸科医院	医療法人長内科小児科胃腸科医院	玖珠郡玖珠町帆足二三二―八	〃	薬師寺医院	津久見市入船西町一一―二四	〃

野津第一内科医院	医療法人野津第一内科医院	白杵市野津町大字野津市五一〇	平二八・一二・一	医療法人山下歯科医院	医療法人山下歯科医院	速見郡日出町三二八四	平二九・七・一
渡辺医院	医療法人芙岳会	宇佐市大字四日市一二二二一	"	賜谷苑訪問看護ステーション	社会福祉法人賜谷福祉会	速見郡日出町三八七八一三 ブルームビル二F	"
院内中央医院	医療法人安土会	宇佐市院内町大副字下原四八三一一	"	黒木記念病院	医療法人社団春日会	別府市照波園町一四一二八	平二九・八・一
高田病院	医療法人玖寿会	玖珠郡玖珠町大字帆足二五九	"	いけべ耳鼻咽喉科医院	医療法人いけべ耳鼻咽喉科医院	日田市淡窓一丁目二一五二一	"
日トリハビリテーション病院	医療法人石田記念会	日田市大字西有田九	平二九・二・一	国家公務員共済組合新別府病院	国家公務員共済組合連合会	別府市大字鶴見三八九八	平二九・九・一
水沼医院	医療法人水沼医院	佐伯市駅前二丁目四一九	"	小路内科医院	医療法人高徳純眞会	中津市大字上宮永七四	"
松原医院	医療法人真和会	国東市武蔵町古市一一二一一	"	秦医院	医療法人社団柏方会	竹田市大字竹田七五五	"
医療法人社団知心会 一ノ宮脳神経外科病院	医療法人社団知心会	日田市竹田新町二一四八	平二九・三・一	医療法人谷口歯科医院	医療法人谷口歯科医院	別府市北浜一丁目二二二五	"
曾根病院	医療法人明石会	佐伯市長島町二丁目一八一二	"	そうごう薬局中津店	総合メディカル株式会社	中津市大字永添五一二一二	"
宇佐リハビリ診療所	医療法人立清会	宇佐市大字山本一六五八	"	ファン薬局長門記念病院前	株式会社ファンメディカル	佐伯市鶴岡町一丁目二〇〇七一七	"
日田市立上津江診療所	日田市	日田市上津江町川原三九三三	平二九・三・二二	さざんか薬局	株式会社さざんか	速見郡日出町川崎八三七一一	"
医療法人百善会村橋病院	医療法人財団百善会	別府市千代町二一五	平二九・四・一	<p><b>大分県告示第五百五十四号</b></p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。</p> <p>平成二十九年九月二十二日</p> <p>大分県知事 広瀬 勝貞</p> <p>一 変更申請のあった年月日 平成二十九年九月四日</p> <p>二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称</p>			
宇佐高田医師会病院	一般社団法人宇佐市医師会	宇佐市大字南宇佐六三五	"				
麻生医院	麻生 真佐	豊後大野市緒方町下自在一六八一	"				
社会医療法人関愛会 清川診療所	社会医療法人関愛会	豊後大野市清川町砂田一八七七一三	"				

平成二十九年九月二十二日

大分県報（告示）

特定非営利活動法人 APUグローバルビジネスネットワーク

三 代表者の氏名

福谷 正信

四 主たる事務所の所在地

別府市

五 定款に記載された目的

この法人は、国内や海外の企業に対して、ビジネスに関わる情報収集、調査・研究、講演やセミナー、ビジネスパートナーの紹介・斡旋・コンサルティングに関する事業を行い、学術の振興、国際協力、経済活動の活性化、職業能力の開発に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

- 会員に関する事項の変更
- 役員に関する事項の変更
- 会議に関する事項の変更
- 資産及び会計に関する事項の変更
- 定款の変更に関する事項の変更
- 解散及び合併に関する事項の変更

大分県告示第五百五十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日

大分県知事 広瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレスポ中津北

2 届出者の氏名又は名称及び住所  
中津市大字大新田字六番通二百七十六番一 外

大和リース株式会社  
代表取締役 森田 俊作

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社トキハイндラストリー  
代表取締役社長 吉弘 晃

大分市明野東一丁目一番一号  
株式会社ユニクロ

代表取締役 柳井 正

山口県山口市佐山七百十七番地一  
株式会社フタタ

取締役会長 二田 孝文  
福岡県福岡市中央区天神三丁目一番一号

株式会社エーピーシー・マート  
代表取締役社長 野口 実

東京都渋谷区道玄坂一丁目十二番一号  
株式会社セリア

代表取締役社長 河合 映治  
岐阜県大垣市外濠二丁目三十八番地

変更後  
株式会社トキハイндラストリー  
代表取締役 吉弘 晃

大分市明野東一丁目一番一号  
株式会社ユニクロ

代表取締役 柳井 正  
山口県山口市佐山七百十七番地一

株式会社フタタ  
代表取締役 二田 孝文  
福岡県福岡市中央区天神三丁目一番一号

株式会社エーピーシー・マート  
代表取締役 野口 実

東京都渋谷区道玄坂一丁目十二番一号  
株式会社セリア

代表取締役 河合 映治

岐阜県大垣市外濶二丁目三十八番地

株式会社マツモトキヨシ九州販売

代表取締役 宮 田 亮 史

福岡県福岡市博多区住吉二丁目二番一号

4 変更の年月日

平成二十九年九月十五日

二 届出年月日

平成二十九年八月三十一日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年九月二十二日から平成三十年一月二十二日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年一月二十二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県北部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ中津北

中津市大字大新田字六番通二百七十六番一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

大和リース株式会社

代表取締役 森 田 俊 作

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 株式会社マツクハウス

株式会社オーケー

株式会社オーケー

株式会社ユニクロ

株式会社ユニクロ

株式会社フタタ

株式会社フタタ

株式会社エーピーシー・マート

株式会社エーピーシー・マート

株式会社セリア

株式会社セリア

変更後 株式会社マツモトキヨシ九州販売

株式会社マツモトキヨシ九州販売

株式会社トキハイナダストリー

株式会社トキハイナダストリー

株式会社ユニクロ

株式会社ユニクロ

株式会社フタタ

株式会社フタタ

株式会社エーピーシー・マート

株式会社エーピーシー・マート

株式会社セリア

株式会社セリア

4 変更する年月日

平成二十九年九月十五日

二 届出年月日  
平成二十九年八月三十一日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年九月二十二日から平成三十年一月二十二日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年一月二十二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県北部振興局に提出しなければならぬ。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、安心院土地改良区理事長佐田則昭からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同法第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成二十九年九月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営中山間地域総合整備事業  
（農業用排水施設整備）

両院三期地区

平二九・九・二二から  
平二九・一〇・一二まで

宇佐市役所

大分県告示第五百五十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十五条第五項において準用する同法第一百五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特

定第二号漁業者の同意は、同法第八十八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。  
平成二十九年九月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 加入区の名称  
南海部第四加入区

二 加入区の区域  
大分県漁業協同組合の地区のうち旧米水津村漁業協同組合の地区

三 加入区の区分  
漁業災害補償法第四百四条第二号に掲げる漁業のうちまき網を使用して行うもの

大分県告示第五百五十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十五条第五項において準用する同法第一百五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第八十八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。  
平成二十九年九月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 加入区の名称  
南海部第四加入区

二 加入区の区域  
大分県漁業協同組合の地区のうち旧米水津村漁業協同組合の地区

三 加入区の区分  
漁業災害補償法第四百四条第二号に掲げる漁業のうち船びき網を使用して行うもの

○ 公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営万治池地区農村地域防災減災事業（ため池整備）計画の変更について、次のとおり公告する。  
平成二十九年九月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

公告する書類の名称

公告期間

公告場所



変更後の泉宮万治池地区農村地域防災減災事業  
(ため池整備) 計画の概要

平二九・九・二二から  
平二九・九・二七まで

国東市役所

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の  
開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成二十九年九月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

中津市大字大貞字中ノ林三百八十九番一、三百八十九番二、三百八十九番四、三百八十  
九番八、三百八十九番九、三百八十九番十一、三百八十九番十二の一部、三百八十九番十  
四、三百八十九番十五、三百八十九番十六、三百八十九番十七、三百八十九番十八、三百  
八十九番十九、三百八十九番二十、三百八十九番二十一、三百八十九番二十二、三百九十  
番一、三百九十番三、三百九十番四及び三百九十一番十五

二 開発区域の面積

三万千五百五十四・三八平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

大分市大分流通業務団地二丁目二番二号

株式会社新鮮マーケット

代表取締役 木 本 泰 雄

四 完了検査年月日

平成二十九年八月二十九日

次のとおり落札者等について公示する。

平成二十九年九月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

CNC三次元測定機 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成二十九年八月二十三日

四 落札者の氏名及び住所

関東物産株式会社福岡支店 支店長 坂本 直樹

福岡県福岡市中央区天神三丁目九番三十三号

五 落札金額

三千三百二十九万六千四百円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成二十九年七月七日

平成二十九年九月二十二日

大分県報（告示）

七